

対米投資企業の会にご登録いただきありがとうございます。年末年始に向けて新型コロナウイルス感染拡大防止対策に注意が必要ですが、近い将来に会員の皆様とお会いできることを楽しみにしています。

[私共主催のウェビナー](#)にご登壇いただいた[スター保険](#)（本社：ニューヨーク州）の日本における代表者 中澤良平様にCOVID-19が米国のビジネスに及ぼしている影響や今後の留意点について伺いました。

米国ビジネスにおけるCOVID-19関連の損害保険の概観

2019年の終わり近くに新奇のコロナウィルスであるCOVID-19が勃発し、現在約2年が経過しようとしていますが、全世界ベースでみて、ある国は小康状態になったと思えば、第三波、第四波と再爆発をする国が出てきたりと、感染を完全に封じ込める事が未だ出来ていない状態にあります。この様な状況下、世界各国でCOVID-19の保険とリスクマネジメントの関連性に対する関心が高まっています。リスクマネジメント理論では、リスクへの対処法には4分類あり、リスクの回避、リスクの低減、リスクの転嫁、リスクの保有に分類されますが、これをCOVID-19にあてはめると、リスク回避は生活や経済活動を鑑みると実質的に不可能であり、リスクの低減もワクチンの開発はされたものの感染の抑え込みは未だ完全でなく、リスクの転嫁に関しても商業保険には世界同時多発のパンデミックは巨大すぎるリスク故、大きな期待が出来ない中、リスクの保有を当事者が否応なく担わされていると言うのが現実です。ここでは、商業保険に関わる一般的な概観に関して以下の通り考えを述べていきます（P3～P6に続く）。尚、個々の実際の保険契約の補償は、保険契約書と保険約款に規定されている補償内容に従って対応されるものであり、保険の種類や同じ保険の種類でも実際の保険契約の条件によって具体的には異なりますので実際にご加入の保険会社や保険代理店にご相談ください。

STARR

米国のビジネスにおけるCOVID-19関連の保険の概観

コロナウィルスの世界的流行、パンデミックが米国の経済活動に及ぼした影響

1. 各州政府の対応（企業・個人への厳しい制限、規制）



2. これを受けた企業事業活動の大幅な見直し



事業環境の急激な変化に伴い企業が直面するリスクの変容と、保険を巡るトピック

- 1) 既存の保険商品を巡る問題－既存商品の補償内容とコロナを巡るリスク
- 2) 事業環境の変化に伴い増加したリスク
- 3) 事業環境の変化に伴い新たに生まれたリスク
- 4) 上記1)～3)を受けて、今後米国における保険業界で起こり得る新たな検討・展開

レモンド商務長官、11月15日に初訪日

レモンド商務長官は萩生田経済産業大臣や林芳正外務大臣と日米間の更なる通商経済の連携について面談をしました。

1-1. ビジネスの事業中断リスク

①COVID-19に起因し発生する損失

- ・ パンデミックによるサプライチェーンの遮断、それによる生産計画への影響、
- ・ 各州の当局による営業縮小、停止命令による売上や生産計画の毀損、
- ・ 従業員や顧客の感染防止対策による事業計画の見直し。

→従来想定し得なかった甚大な事業収益の損失



②対応する保険 利益保険 (Business Interruption / Contingency Business Interruption)

③伝統的な補償内容と、填補責任を巡る解釈

- (1) 保険による補償が**発動する条件（トリガー）**を限定列举
→ほとんどの商品では、「物理的な損傷の有無」を発動の要件としている。
- (2) **免責条項**（免責に該当する場合は補償の対象外となる）
→コロナウイルスをはじめとするパンデミックは多くの商品において明示的に免責されている。

1-2. 労務リスク

①COVID-19に起因し発生する損失

- ・ 従業員のウィルスへの感染に伴う医療費等の損失



②対応する保険 労災保険 (Worker's Compensation)

③伝統的な補償内容と填補責任を巡る解釈

- (1) 一般的に感染症に起因する労働者補償請求は、医療従事者のみ**職業上の危険**と見なされる。
- (2) ただし、上記は従来想定されていたような一般的な感染症を念頭においた解釈であり、今般のような前例のないパンデミックに対する有無責任判断については今後専門家の議論、検討が待たれる。



④従来の填補責任を巡る解釈に対する反論、論点

- (1) エッセンシャルワーカー、感染地域や高リスク地域に駐留している労働者等感染リスクの高い労働者からの請求を巡る判断
- (2) 上記以外の一般労働者であっても職場で感染されたことを証明できる場合、労災保険の補償対象となる可能性

2-1. 取締役および役員の賠償責任 (D&O)

① COVID-19に起因し発生する損失

- ・ 米国にかぎらず、多くの企業はコロナウイルスの発生に関連し、以下のような問題を巡り、株主訴訟を受ける潜在的な可能性がある。
- ・ 特に米国においては以下のような背景から、COVID-19に伴うD&Oリスクの増加が懸念されている。
 - A 米国証券取引委員会(SEC)より、企業はコロナウイルスに起因するビジネスとオペレーションに対する重大なリスクに「可能な限り最大限に」対処するための評価と計画を投資家に提供しなければならないとの指示が成されたこと。
 - B 上記事情より、サプライチェーンの脆弱性や流通の問題について投資家が十分な情報開示をなされていないと感じた場合に株主代表訴訟を起こす可能性がある。

② 対応する保険 D&O保険 (Directors & Officers Liability Insurance)

③ 伝統的な補償内容と填補責任を巡る解釈

- 1) 上記のようなリスクは一般的なD&Oの補償の範疇と考えられる(ただし契約によっては人身傷害に対する免責が設定されている場合も多く、補償内容の確認が推奨される)
- 2) 日系企業のD&O加入率、また加入している場合の補償限度額は米国と比較し低いと言われており、今般のパンデミックを契機に補償の見直しと拡充が推奨される。

2-2. サイバーリスク

① COVID-19に起因しリスクが増加すると考えられる理由

- ・ 多くの企業が、従業員に在宅勤務を指示した結果、オフィス外の脆弱なネットワーク環境での業務の割合が激的に増加。
- ・ 脆弱なセキュリティ、フィッシング等の更なるサイバーリスクに晒されている。



② 対応する保険 サイバー保険 (Cyber Insurance)

③ 伝統的な補償内容と填補責任を巡る解釈

- 1) 上記にあげた主要な損害は、サイバー保険ならびに類似の保険の補償対象となる可能性が高い。
- 2) **ただし、現時点で日系企業のサイバー保険の加入率は高いとは言えず、今般のパンデミックを契機に加入の検討が推奨される。**

2-3. その他の賠償責任

① COVID-19に起因しリスクが増加すると考えられる理由

以下のような一般賠償請求が増加する可能性がある。

- A. 集団感染発生時の雇用主の経営判断、人事方針を巡り、保護された階級に対する保護されなかった階級からの差別の申し立てが生じる可能性（例：出社する社員と在宅勤務の社員）
- B. 集団感染発生時の周辺の洗浄、ないしは廃棄物除去にともなう費用損害が生じる可能性
- C. 顧客や他の第三者から感染させられたとの主張に基づく一般賠償請求が生じる可能性



② 対応する保険

上記Aの事例：雇用慣行賠償責任保険
(Employment practice liability)

上記Bの事例：汚染賠償責任保険
(Environmental Impairment Liability)

上記Cの事例：一般賠償責任保険
(General Liability)

3-1. COVID-19に関連し新たに生じているリスク

① 医療過誤:

COVID-19への対応を巡り、以下のような医療過誤の申し立ての増加につながる可能性が示唆されている。医療過誤の過失から申し立てまでの期間は約2年であるとのデータから、当面の間、このリスクに対する実際の影響を見ていく必要がある。

- A 病院システムのパンデミックへの備えの欠如
- B 疾患の診断の失敗
- C コロナウイルス患者の治療をめぐる対応ミス
- D 医療従事者の過失に因り、陰性者が罹患してしまうケース
- E コロナウイルス感染以外の一般疾患への対応遅延

② 在宅勤務にともなうリスク:

在宅勤務従事者増加に伴い、以下のような労働者補償請求の増加につながる可能性が示唆されている。

- A 机や椅子がオフィス程に整備されていない環境での長時間労働によるクレームの増加(人間工学的知見)
- B クレーム査定上の問題:在宅環境における事故には公平な目撃者がいない場合が多く、事故発生時の適正査定に影響を及ぼす懸念

③ 職場の安全:

パンデミックに関するOSHAの動向に注視が必要(例えばCOVID-19感染者の報告義務の定義や雇用主がCOVID19の発生に備えた職場環境整備のガイダンスの発表等)

米国で進むReturning People To Work

現在、米国ではWith COVID-19時代の中、生活や経済活動を通常へ戻す、**Returning People To Work**が始まっています。米国に進出している日本企業の皆様も米国の企業活動を回復に向かわせるために同様に動かれることと思います。その際は米国の連邦法規、各州法規や地方自治体の法規に準拠した上で、米国の生活やビジネス習慣を尊重した方針を策定し、安全に**Returning People To Work**を進める事が肝要です。以下に**Returning People To Work**に際して準備が必要と思われる項目を参考で列挙しました。具体的には**Corporate Counsel**や専門のコンサルタントと検討されることをお勧めします。

- 職場をいつ再オープンするかの時期の判断。例えば州や地方自治体の指導があるのか？ HHS (U.S. Department of Health & Human Service), OSHA (Occupational Safety & Health Administration), CDC (Centers for Disease Control & Prevention) 等のガイダンスを理解し実践できる準備が整っているか？
- 従業員に関して誰を職場に呼び戻すか、誰を再雇用するのか？ また、規模はどうするのか、全員で再開するのか、一部の人員にするのか？ その従業員の選択は労働法他の法規に沿っているか？ 公平性に問題は無いのか？ 補助金制度上の影響の有無は？ 従業員を呼び戻したり再雇用をするにあたり具体的にはどう進めるのか？
- 従業員の安全と健康が最重要である事の確認と認識を持ち、COVID-19のリスクが残る中、従業員の安全対策を十分に確保できるのか？
- マスクなどのPPE (Personal Protective Equipment)の使用義務を課す事は可能か？
- 就業設備や施設の消毒装備の準備ができていないか？ 事務所の防菌、防疫体制は万全に整ったか？ 適切で安全な**Social Distance**を確保し提供できるか？
- 従業員や来訪者の全ての入館者のスクリーニングを行う体制が構築できているか？
- 社内で専用の組織を構築し責任分担を予め明確化しCOVID-19感染者や疑わしいケース発生時の緊急事態への対応体制が備わっているか？ 会社は従業員の健康上の問題や不安に対処できる体制を整えまた、従業員のプライバシーは完全に守られるか？
- 在宅勤務の選択枠も残し、出社勤務と在宅勤務の併用を容認する方針のオプションを適切に残すのか？
- 関連当局への報告義務に洩れなく対応できるか？ また、今後の状況の変化に順応できる柔軟な対応を取り続けられるか？

< イベントのご案内 >

米国大使館主催ではございませんが、米国進出に関わる協力機関が主催するイベントをご案内します。

『「人事エンゲージメント」と「DX」で企業を活性化する方法』

日時：12月8日（水）10:00- 11:30

場所：オンライン開催

講師：[小島清顕 / Kiyo Kojima](#) Partner / [Smith, Gambrell and Russell, LLP](#)

生出さやか [株式会社シムトップス](#)

館岡浩志 [Business Engineering America, Inc.](#)

参加費：無料

詳細・お申込方法：[こちらをクリック](#)

東京商工会議所主催 『ポストコロナの米国進出～現地の最新事情と留意点をご紹介～』

日時：12月10日（金）10:30- 11:30（日本時間）

場所：オンライン開催

講師：[小島清顕 / Kiyo Kojima](#) Partner / [Smith, Gambrell and Russell, LLP](#)

参加費：無料

詳細・お申込方法：[こちらをクリック](#)

ジェトロ主催【ウェビナー】 『現地所長が語る！2022年の米国誠意経済を占う』

日時：12月23日（木）10:00-12:00（日本時間）

場所：オンライン開催

受講料：有料

詳細・申込方法：[こちらをクリック](#)

今号より、各州の経済開発機構（EDO）と投資環境についてご紹介します。
第1回目は、レモンド商務長官が前職に州知事として任務していた、米国50州の中で面積が最小の州、米国東部に位置するロードアイランド州です。
州の担当者と直接相談をご希望の方は、セレクトUSAよりお繋ぎしますのでご連絡ください。

1. Rhode Island



RHODE ISLAND
COMMERCE

Rhode Island Economic
Development Corporation
www.commerceri.com



Mr. Jesse Saglio
President/COO
jesse.saglio@commerceri.com
Tel. 401-278-9100

主要産業:

ヘルスケア、ライフサイエンス
プロフェッショナルサービス
(法務、税務、技術)
製造業
高等教育

主な米企業:

CVS Health (ヘルスケア)
FM Global (保険)
AMICA Insurance (保険)
Citizens Bank (金融)
General Dynamics Electric Boat
(造船)
Raytheon Technologies
(航空宇宙・防衛)
Hasbro (娯楽・メディア)

EDOよりメッセージ

ロードアイランドは小さな州で、州のGDPは2021年の時点で50州中46位にランクされています(640億ドル)。しかし一人当たりのGDPは、50州のうち24位であり、この地域の経済活動の密集を示しています。

州にはブラウン大学を始めとする世界クラスの教育機関があり、高等教育は主要産業として州の経済に貢献しています。米国で最初の洋上風力発電所があることでも有名であり、このセクターは現在、州の経済において重要な役割を果たしています。

ロードアイランド州はニューイングランド(北東部6州)で最も低い法人所得税率と、全ての商用エネルギー使用に対して消費税が0%であり、企業を運営するのに理想的な環境です。さらに、ロードアイランドの商業用および住宅用不動産コストは、ニューヨークやボストンなどの近隣の都市部よりも大幅に低くなっています。

州内の製造業者による輸出は、経済的生産と雇用の成長に重要です。2020年は24億ドルの製品を海外市場に輸出しました。(コロナの影響で2019年と比較して10%減少)最大の輸出市場は次のとおりです。

- カナダ (4億1000万ドル)
- イタリア (2億5600万ドル)
- ドミニカ共和国 (2億3600万ドル)
- メキシコ (1億7100万ドル)
- ドイツ (1億5400万ドル)

富士フィルム、東レ、ユーシン精機などの日本企業はロードアイランドに多大な貢献をしており、さらに多くの日本企業を歓迎したいと思っています。

主な海外進出企業:

日本: Fujifilm Electronic Materials (電気製品)
日本: Toray Plastics America (プラスチック)
ベルギー: Umicore USA Inc. (金属)
ノルウェー: Biowater Technology (水処理)
デンマーク: Orsted (風力エネルギー)
スウェーデン: Hexagon Metrology
スイス: Glencore Recycling (金属リサイクル)
オランダ: Ammeraal Beltech (コンベヤーベルト)
オーストリア: Swarovski U.S. Limited (クリスタル・ガラス)
イギリス: Downpour (放送、オーディオブック出版)
インド: Unetixs Vascular Inc. (医療機器)
インド: Infosys (IT)
カナダ: Harris Rebar, Inc. (銅製品)